

被扶養者認定に必要な添付書類一覧

高校生以上の方を扶養する場合は、状況に応じて証明書の添付が必要です。また、下記以外の証明書を提示していただくことがありますのでご注意ください。

表 1

	収入なし					収入あり			
	失業給付（退職した場合）			事由発生より 3ヵ月以上 経過している場合	学生 の場合	自営業・ 農業収入	給与収入	年金 （遺族年金）・ 恩給収入	失業給付 受給
	受給予定	受給資格 なし	受給 しない						
「雇用保険未加入証明書」および「退職証明書」		●							
「離職票 1 および 2 の写し」	●	いずれか	● いずれか						
「雇用保険受給資格者証の写し（全面）」	いずれか								●
「退職証明書」									
「無職無収入証明書」または「非課税証明書」				●					
「失業給付非受給による認定願い」			●						
「在学証明書」					●				
「前年度の確定申告書の写し」						●			
「就労証明書」または 「直近3ヵ月分の給与明細の写し」							●		
「年金改定通知書の写し」または 「直近の年金振込通知書の写し」								●	
「住民票記載事項証明書」または「居住証明書」	別居の場合すべての事由で必要								
仕送りの金額を証明するもの（直近3ヵ月）									

表 2（表 1 に加え、事由により必要な添付書類）

	夫婦共働きで子を扶養する （子の年齢問わず必要）	同居が条件の親族を扶養する	両親を扶養する （父母のいずれか一人を認定する場合も同様）
「夫婦両者の前年度の源泉徴収票の写し」	●		
「住民票記載事項証明書」		●	
両親の収入に関する証明（表 1 のとおり）			●